

技能職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第19号

技能職員の給与の特例に関する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号。以下「技能職員給与規則」という。）の適用を受ける職員の受けける給料月額と技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号。以下「平成18年改正技能職員給与規則」という。）附則第2項又は第3項の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の給料表の適用を受ける職員の例によることとされる給料の切替えに伴う措置により支給される給料の額との合計額は、平成19年度においては、技能職員給与規則第2条並びに平成18年改正技能職員給与規則附則第2項及び第3項の規定にかかわらず、技能職員給与規則別表第一に定める給料月額と平成18年改正技能職員給与規則附則第2項の規定により職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例によることとされる給料の切替えに伴う措置により支給される給料の額との合計額又は平成18年改正技能職員給与規則附則第3項に定める給料月額と同項の規定により職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例によることとされる給料の切替えに伴う措置により支給される給料の額との合計額から、当該合計額に、同表の職務の級1級の職員にあっては100分の1を、同表の職務の級2級若しくは3級の職員又は同項に規定する職員にあっては100分の3を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。